

## 令和6年第7回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月29日(月)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	11番 蔭山 勝利
3番 佐藤 貞男	13番 尾方 隆子
4番 天毎木 孝利	14番 河野 耕八郎
5番 竹田 勝一	15番 小田 一夫
6番 黒川 邦晴	16番 長浦 勝幸
7番 藤本 尚人	17番 安達 英雄
8番 谷 富廣	18番 藤岡 由信
9番 大久保 孝雄	19番 村上 一好

4. 欠席委員

2番 逢坂 利人	
10番 原田 政憲	
12番 河野 弘彦	

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 原田 佳明	
局長補佐 大久保 政博	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第29号 非農地証明願について

第5 議案第30号 令和6年度第4期農用地利用集積計画について(諮問)

## 7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	<p>本日はご多忙の中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。それでは、ただ今より、令和6年第7回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、欠席する旨の届出のありました委員は、2番逢坂委員、10番原田委員、12番河野委員の3名です。只今の出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。それでははじめに、河野会長から、ご挨拶をいただきます。</p>
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	<p>それでは早速でございますが、会議を進めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、13番尾方委員、15番小田委員よろしくお願ひします。</p> <p>次に、日程第2、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。今回、3条申請は4案件でございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、脇町字西赤谷●●。地目は、畑。面積は、816㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●持ち分5分の1、●●持ち分5分の1、●●持ち分5分の1、●●持ち分5分の1、●●持ち分5分の1であります。耕作面積は、5,532㎡です。通作距離は、3.0kmで、稼働人員は5人となっております。この農地は、譲受人5名に贈与するものです。農地取得後は、果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、貞安集会所の●●に位置する農地であります。</p> <p>番号2です。申請地は、脇町字曾江名●●。地目は、田。面積は、1,</p>

	<p>039㎡です。譲渡人は、●●。譲受人は●●です。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、江原中学校の●●に位置する農地であります。</p> <p>番号3です。申請地は、脇町字拝原●●。地目は、田。面積は、907㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署の●●に位置する農地であります。</p> <p>番号4です。申請地は、穴吹町穴吹字庄田●●。地目は、畑。面積は、283㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、1,475㎡です。通作距離は、30mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、穴吹スポーツセンターの●●に位置する農地です。</p> <p>以上、4案件については、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上で概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1、番号2は、15番小田委員お願いします。
15番 小田委員	15番小田です。7月27日、現地確認いたしました。番号1については、草が生えて、現状では管理が出来ていない状況があります。2番の農地は、草も刈られて適切な管理が出来ている状況です。今回の3条申請により、それぞれ、耕作をされるとのことなので、問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。番号3は、12番河野委員ですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。
	(事務局長、挙手)
12番 河野委員	12番 河野委員より現地確認しましたが、問題のあるところはありませんとの報告をいただいております。

議 長	ありがとうございました。番号4は、17番安達委員お願いします。
17番 安達委員	17番 安達です。7月25日、現地確認いたしました。申請地北側に、農業用倉庫が建っておりましたので、その倉庫部分も含めた売買であるのかどうかを申請者双方にお会いし、確認致しましたところ、農業用倉庫部分も含めた売買であるとのことでした。譲受人の営農計画については、問題ないと思われます。
議 長	各委員のご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思います。何かご意見、ご質疑ございませんでしょうか。
	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号4までの許可申請4案件について許可することに、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって議案第27号農地法第3条の規定による許可申請4案件は、すべて許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について、7案件の説明をさせていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字境目●●。地目は、畑。面積は、423㎡です。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま整地します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、四国三郎の郷の●●に位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。転用場所は、美馬町字ノツゴ●●。地目は、畑。面積は、969㎡です。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま不陸整正を行います。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、旧柴坂小学校の●●に位置する農振農用地指定外の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p>

番号3です。転用場所は、脇町木ノ内字中ハリ坂●●。地目は、田。面積は、212㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。駐車場及び一部家庭菜園の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、自宅の庭は自家用車2台分しか駐車するスペースしかなく、来客時等において、大変不便を感じていたところ、譲渡人との話がまとまり申請に至ったものです。車輛4台分の駐車スペースと一部、家庭菜園が出来るスペースを確保します。造成計画としまして、周囲には、コンクリート擁壁を施工し、山土・碎石を30cm程度敷設します。雨水については、敷地内で自然浸透とします。申請地は、岩倉中学校の●●に位置する農振農用地指定外の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号4です。転用場所は、脇町大字北庄字原●●、●●。地目は、それぞれ、畑。面積は合せて、933㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。貸駐車場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請者は、地元ニーズの高まりにより、駐車場経営を行なうため、候補地となる場所を探していたところ、立地条件に合う当該地が見つかり、譲渡人との間において話がまとまり申請に至ったものです。造成計画としまして、表土をすきとり現状地盤のまま整地します。周囲は、コンクリート擁壁に囲まれております。雨水については、敷地内で自然浸透とします。申請地は、市営北庄団地の●●に位置する農振農用地指定外の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号5です。転用場所は、脇町字西赤谷●●、●●。地目は、それぞれ、畑。面積は合せて、2,913㎡であります。資材置場の設置に伴う賃貸借による転用申請です。貸し人は、●●。借り人は、●●であります。申請者は、建設業を営んでおり、申請地近くで建設発生土を置くための資材置場が必要となり探していたところ、貸し人との話がまとまり申請に至ったものです。造成計画としまして、約70cmから1.95mの盛土を行なう計画です。周囲は、道路に囲まれておりますが、申請地の北側は、農地に隣接していることから、隣接農地との境界は、安定勾配による土羽とし、筋芝工を施工します。雨水については、敷地内で自然浸透とします。申請地は、脇町インターチェンジの●●に位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外が行われており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号6です。転用場所は、脇町字西赤谷●●ほか4筆。地目は、すべて、田。面積は、合わせて、2,026㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は●●であります。●●製造業の事業の拡大に伴い、製造した製品を保管するための倉庫が不足している状況から、鉄骨造平屋建、床面積、3,323.

	<p>81㎡、一棟を建築することに伴う転用申請です。併せて利用する土地として、西赤谷●●ほか8筆の土地、2,501.46㎡を利用します。全体での計画面積は、4,527.46㎡となります。造成計画としまして、切土、約1.0mを行ない整地します。取水・排水は、生じません。雨水については、自己の敷地内にある既存水路へ放流します。申請地は工場に隣接する農地で、農業振興地域指定のある農地ですが、農振除外が行われており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。なお、当該案件は、美馬市土地利用指導要綱に係る開発許可案件でもございますので、許可申請書が、美馬市都市政策課へ提出されております。</p> <p>番号7です。転用場所は、穴吹町三島字小島●●。地目は、田。面積は、731㎡です。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま整地します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、市営石神団地の●●農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、7番藤本委員お願いします。</p>
7番 藤本委員	<p>7番藤本です。番号1の案件をご報告させていただきます。7月27日に現地確認いたしました。申請地は、長年、放棄地となっていて、この時期、あたり一面、草丈1メートルを超える草が生えておりましたので、今回の5条申請により、太陽光発電施設に転用されるということですが、周囲に及ぼす影響等もないと思われまますので、問題ないと考えます。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号2は、6番黒川委員お願いします。</p>
6番 黒川委員	<p>6番黒川です。7月27日、現地確認いたしました。申請地は、耕作放棄地で山林化した農地であり、特に転用問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号3は、11番蔭山委員、お願いいたします。</p>
11番 蔭山委員	<p>11番蔭山です。本日、午前に現地確認いたしました。ちょうど、譲渡人である●●さんとお会い出来ましたのでお話をお伺いしましたところ、譲受人の方が、普段から車をバックで駐車するような不便な状況であることお伺いしました。事務局の説明のとおりであり、お話がまとまり転用申請に至っ</p>

	たとのことでありますので、何ら問題ないと考えます。ご審議よろしく願 いします。
議 長	番号4は、1番美馬委員願います。
1番 美馬委員	1番美馬です。7月27日、現地確認いたしました。申請地は、休耕地で ありました。転用計画図面等により確認いたしましたが、特に問題ないと思 われます。ご審議よろしく願います。
議 長	番号5、番号6は、10番原田委員欠席ですので、事務局より報告を求め ます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	10番 原田委員より2案件の現地確認をいたしましたが、問題のあると ころはございませんとのご報告をいただいております。
議 長	番号7は、8番谷委員願います。
8番 谷委員	8番谷です。7月25日、現地確認いたしました。周囲等に与える影響も ないと思われまので、問題ないと考えます。ご審議よろしく願います。
議 長	各委員のご報告ありがとうございました。それではこれから、討議に移ら せて頂きたいと思ひます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(意見無し)
議 長	では、お諮りいたします。番号1から番号7の案件について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第28号農地法第5条の規定による許 可申請7案件につきましては、許可相当とすることと決定し県へ意見書を送 付いたします。
議 長	次に、日程第4議案第29号非農地証明願について、事務局からの説明を 求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	それでは、議案第29号非農地証明願につきまして説明いたします。議案 書4ページをお願いします。 番号1です。申請地は、美馬町字境目●●。地目は、畑。面積は、7.6 3㎡です。申請者、●●より非農地証明願が提出されました。申請地の現況 は、コンクリートの排水路となっております。平成14年に申請者の父親と 近隣住民2名で一つの水路を共同施工いたしております。申請地である境目 ●●と、もう一名が所有する●●を折半する形で分筆し、それぞれが所有し ておりますが、申請地の地目変更登記が行われていないことから、この度、 地目変更を行うため申請に至ったものです。関係書類を基に、7番、藤本委

	員と事務局が現地確認しております。申請地は、四国三郎の郷の●●に位置しております。申請者から提出されました登記簿謄本等の書類からも、平成14年に水路部分の分筆等が行われた経過が確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上も支障がないと認められる土地であると判断されます。非農地証明願につきましては、以上でございます。
議長	それでは、現地確認報告を求めます。7番藤本委員をお願いします。
7番藤本委員	7番藤本です。現地確認いたしましたところ、現地は、事務局説明のとおりであり、コンクリートの水路となっておりますので、全く問題ないと考えます。
議長	ご報告、ありがとうございます。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか
	(意見無し)
議長	お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第29号非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。
議長	次に、日程第5、議案第30号令和6年度第4期美馬市農用地利用集積計画についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。
	(事務局長、挙手)
事務局長	先に、お配りしております議案第30号美馬市農用地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、7,180㎡。更新の利用権設定面積は、7,961㎡です。利用権設定筆数は、20筆。利用権を設定する件数、延べ10件。利用権設定を受ける者・組織は、6件です。以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要件を満たしていると判断されます。以上です。
議長	何か、ご意見ございますか。
	(意見無し)
議長	お諮りいたします。議案第26号令和6年度第4期美馬市農用地利用集積計画については、原案通りに決定することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議無しの声)
議長	異議なしと認めます。このことについては原案通り決定し、市長へ答申することといたします。
議長	以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。



これをもちまして、令和6年第7回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
--

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。